

座間味村防災力強化事業

(令和8年度座間味村多層型防災情報配信体制整備工事)

特記仕様書

2026年5月

座間味村

目次

| | | |
|------|------------|----|
| 第1章 | 総 則 | 1 |
| 第1条 | 適用範囲 | 1 |
| 第2条 | 工事概要 | 1 |
| 第3条 | 規 格 | 2 |
| 第4条 | 用語の定義 | 2 |
| 第5条 | 一般事項 | 2 |
| 第6条 | 事前協議 | 2 |
| 第7条 | 関係法令ほか | 3 |
| 第8条 | 仕様書の遵守 | 3 |
| 第9条 | 軽微な変更 | 4 |
| 第10条 | 特許等 | 4 |
| 第11条 | 官公庁等への諸手続き | 4 |
| 第12条 | 契約の範囲 | 4 |
| 第13条 | 工事施工の原則 | 4 |
| 第14条 | 提出書類 | 4 |
| 第15条 | 検 査 | 5 |
| 第16条 | 契約不適合 | 5 |
| 第17条 | 設計変更 | 6 |
| 第18条 | 損害賠償 | 6 |
| 第19条 | 疑 義 | 6 |
| 第20条 | 技術指導 | 6 |
| 第21条 | その他 | 6 |
| 第22条 | 設計の原則 | 6 |
| 第23条 | 環境条件 | 7 |
| 第24条 | 電氣的必要条件 | 7 |
| 第25条 | 構 造 | 7 |
| 第26条 | 塗装、メッキ | 8 |
| 第27条 | 部品および材料 | 8 |
| 第28条 | 表 示 | 8 |
| 第29条 | 電力線引込工事 | 8 |
| 第30条 | 料金等 | 8 |
| 第31条 | 予備品・付属品等 | 8 |
| 第2章 | 設備の機能仕様 | 9 |
| 第1条 | 計画概要 | 9 |
| 第2条 | 構成する設備 | 10 |
| 第3章 | 機器構成一覧 | 14 |
| 第1条 | 機器構成 | 14 |
| 第4章 | 設備の性能 | 17 |

| | | |
|------|----------|----|
| 第1条 | 親局設備 | 17 |
| 第2条 | 遠隔制御装置 | 20 |
| 第3条 | 屋外拡声子局設備 | 21 |
| 第4条 | 既設設備との連携 | 21 |
| 第5章 | 工事仕様 | 23 |
| 第1条 | 一般事項 | 23 |
| 第2条 | 安全 | 24 |
| 第3条 | 工事材料 | 25 |
| 第4条 | 機器の設置工事 | 26 |
| 第5条 | 配線工事 | 26 |
| 第6条 | 塗装 | 27 |
| 第7条 | 撤去工事 | 27 |
| 第8条 | 工事写真 | 27 |
| 第9条 | 提出書類 | 27 |
| 第10条 | 調整試験 | 28 |
| 第6章 | 既存機器撤去 | 29 |

第 1 章 総 則

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、座間味村(以下「甲」という)と、受注者(以下「乙」という。)の間で締結した「令和8年度座間味村多層型防災情報配信体制整備工事」に使用する通信機器等の設計、据付、試験、調整等に関する仕様についての総括的事項に適用する。なお、本工事は R7 年度実施した、多層型防災情報配信体制整備事業で更改した設備と連動するものとし、配信方法を変更せず追加するものとする。

第 2 条 工事概要

1. 目的

本仕様書は、甲が構築する令和8年度座間味村多層型防災情報配信体制整備工事の施工にあたり必要となる総括的な事項について規定する。

2. 工事名

座間味村防災力強化事業(令和8年度座間味村多層型防災情報配信体制整備工事)

3. 履行場所

多層型防災情報配信体制整備事業における設備別による工事箇所を下表に示す。

| 項 | 設備名称 | 数量 | 工事箇所 | 備考 |
|---|----------|------|--------------------|----|
| 1 | 親局設備他 | 1 式 | 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 | |
| 2 | 屋外拡声子局設備 | 15 局 | 詳細局名は別表-1 を参照 | |

別表-1 屋外拡声子局設置場所一覧表

| | 施設名 | 所在地 | 備考 |
|----|--------|--------------------------------------|----|
| 1 | 座間味村役場 | 沖縄県島尻郡座間味村座間味 1 0 9 | |
| 2 | 漁協 | 沖縄県島尻郡座間味村座間味 9 4 座間味村漁協屋上 | |
| 3 | 阿真 1 | 沖縄県島尻郡座間味村阿真 阿真区公民館 | |
| 4 | 阿真 2 | 沖縄県島尻郡座間味村阿真 6 9 7 阿真キャンプ場前 | |
| 5 | 阿真 3 | 沖縄県島尻郡座間味村阿真住宅敷地内 | |
| 6 | 阿佐 1 | 沖縄県島尻郡座間味村阿佐 1 阿佐区公民館 | |
| 7 | 阿佐 2 | 沖縄県島尻郡座間味村阿佐 2 6 0 特産品加工センター | |
| 8 | 阿佐 3 | 沖縄県島尻郡座間味村阿佐 道路 | |
| 9 | ウハマ | 沖縄県島尻郡座間味村阿佐 4 8 1 コテージ管理棟 | |
| 10 | 古座間味 | 沖縄県島尻郡座間味村座間味 1 7 4 3 古座間味ビーチ売店近辺 | |
| 11 | 阿嘉 1 | 沖縄県島尻郡座間味村阿嘉 1 1 いびがなしの宮敷地内 | |
| 12 | 阿嘉 2 | 沖縄県島尻郡座間味村阿嘉 8 9 阿嘉保健センター内 | |
| 13 | 阿嘉 3 | 沖縄県島尻郡座間味村阿嘉 1 3 7 近辺 | |

| | | | |
|----|-----|----------------------------|--|
| 14 | 北浜 | 沖縄県島尻郡座間味村阿嘉北浜ビーチ近辺 | |
| 15 | 慶留間 | 沖縄県島尻郡座間味村慶留間 8 3 慶留間区公民館内 | |

4. 工 期

契約締結の日から令和9年3月30日までとする。

第3条 規 格

本設備は、総務省消防庁が発行する「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」令和6年3月改訂版の内、「4(1)防災行政無線等 キ 携帯電話網を活用した情報伝達システム」に該当するシステムであること。

第4条 用語の定義

1. 監督員

甲から監督を命じられた者をいう。

2. 現場代理人

乙の代理として工事現場に常駐し、工事現場の管理及び工事作業について責任を負う者をいう。

3. 指 示

甲側の発議により監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。

4. 承 認

甲側の発議により乙が監督員に通知し、監督員が了解し同意することをいう。

5. 協 議

監督員と乙が対等の立場で合議することをいう。

6. 設計図書

図面、仕様書、設計書及び現場説明書をいう。

第5条 一般事項

1. 乙は、工事の受注期間中においては、業務組織体制、緊急連絡先等への連絡方法、連絡場所等を明らかにし、甲の監督員との連絡を密にすること。
2. 乙は、工事にあたり、労働安全規則等関係法令に従い、常に安全管理に必要な措置を講ずるとともに、労働災害防止に努め、運用中のシステムに障害を与えないよう十分に注意すること。
3. 乙は、工事の実施にあたり、他人の施設又は土地への立ち入りを行う必要が生じた場合は、地主その他関係者の了解を事前に取り、実施前に届ける。
ただし、村役場、村関連機関等における土地、及び建物への立ち入りについては、乙の要請により甲がその手続を行うこと。
4. 乙は、工事に使用する機器の製作、据付及び資材の調達においては環境に配慮すること。

第6条 事前協議

乙は、設備や工事の仕様設計を始める場合、事前に甲と十分協議を行う。

第7条 関係法令ほか

1. 本仕様書に適用（引用又は参考）する次の法律、規則等の文書は、本仕様書の一部をなすものであり、特に版の指定のない限り、契約時における最新版とする。

- (1) 電波法及びこれに基づく政令、省令等
- (2) 有線電気通信法及びこれに基づく政令、省令等
- (3) 電気通信事業法及びこれに基づく政令、省令等
- (4) 建築基準法及びこれに基づく政令、省令等
- (5) 電気事業法及びこれに基づく政令、省令等
- (6) 消防法及びこれに基づく政令、省令等
- (7) 労働安全衛生法及びこれに基づく政令、省令等
- (8) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省技術調査課電気通信室）
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- (10) 日本産業規格（JIS）
- (11) 日本電機工業会基準規格（JEM）
- (12) 電気規格調査会基準規格（JEC）
- (13) 電気設備技術基準
- (14) 国際電気通信連合電気通信標準化部門制定標準規格（ITU-T）
- (15) 国際電気通信連合無線通信部門制定標準規格（ITU-R）
- (16) 電子情報技術産業協会基準規格（JEITA）
- (17) 日本電線工業会規格（JCS）
- (18) 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則
- (19) （社）情報通信技術委員会基準（TTC 勧告）
- (20) インターネットの国際的技術標準化団体の定める基準（IETF）
- (21) 電池工業会規格（SBA）
- (22) 本設備の整備において遵守すべき全ての関係法令及び規則等
- (23) 座間味村建設工事請負契約基準約款
- (24) 座間味村電気設備工事・機械設備工事特別共通仕様書
- (25) その他、当該地方自治体が定める関係条例、規則等

2. 工事施工にあたっての遵守と手続

乙は、前述の法令等のほか「安全確保・災害防止」、「環境の保護」、「文化財の保護」等工事施工に関連する法令を遵守し、道路法、道路交通法、河川法等関係諸法令・官公庁の通達・工事施工に関する協定事項等を遵守するものとし、工事の円滑な進行を図らなければならない。また、官公庁への届出および許可等の手続は速やかに行い、監督職員に報告すること。

第8条 仕様書の遵守

1. 本仕様書上で記載されている機能、構造及びその他記載のある内容については、原則として変更を認めない。

2. 契約後の仕様変更並びに「受注者(以下「乙」という)」の一方向的な解釈による納入等は一切認めないものとする。ただし、機能仕様等同等品以上への変更については、協議の上、甲が認めた場合はこの限りではない。
3. 本仕様書遵守の確認は、契約締結後速やかな納入仕様書の提出及び甲の承諾により行うものとする。

第9条 軽微な変更

本仕様書記載の事項について、乙の都合の良い解釈及び変更は原則として認めないものとする。ただし、監督官庁の指導等によりやむを得ない場合に限り、発注者の承認を得て行うこととする。

第10条 特許等

乙は製造及び設置工事等において、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

第11条 官公庁等への諸手続き

製造及び設置工事等において乙が行うべき関係官公庁等（電気通信事業者、電力会社等を含む。）に対する諸手続き等が発生した場合には、迅速かつ確実に処理するものとし、その内容、進捗状況を監督員に報告するとともに許可書等が発行された場合は、その写しを提出しなければならない。

第12条 契約の範囲

本工事に係わる契約の範囲は、契約日より工事完了（検収をもって工事完了とする）までの一切の機器製作、工事資料の手配、工事および甲を所管する官公庁等に対する諸手続の支援及び代行及び、甲職員に対する本設備の操作訓練指導までとする。

第13条 工事施工の原則

本工事は、「工事契約書」、「本仕様書」、「設計図書」等に基づき、誠実かつ安全に施工すること。

第14条 提出書類

契約または、工事に際して下記書類を書面と電子データにより提出すること。

- | | |
|-----------------------------|----|
| 1. 施工計画書（施工体制表、工程表） | 1部 |
| 2. 承諾函（空中線柱等強度計算書、電源計算書を含む） | 1部 |
| 3. 取扱説明書 | 1部 |
| 4. 試験成績書 | 1部 |
| 5. 完成図書 | 1部 |

- | | |
|---------------------|-------|
| 6. その他監督職員が必要と認めた書類 | 各々 1部 |
| 7. 設備の操作マニュアル | 1部 |

第15条 検査

1. 甲は、契約の適正な履行を確認するため次の検査を行う。
 - (1) 完成検査
乙は、本契約に係る工事、製造が完了したときは、工事完成届を甲に提出しなければならない。
工事完成届の通知により甲は、契約書、仕様書、設計図、承認図及び関係書類に基づき、工事の内容及び工事の管理状況について検査を行う。
 - (2) 中間検査
甲は、工程の施工状態確認のため、工事施工途中においても、検査を行うことができる。
 - (3) 材料検査
材料の品質及び性能等を検査する方法は、目視検査のほか、試験並びに確認及び照合による。
2. 検査の日程
 - (1) 完成検査の日程は、乙から工事完成の通知を受けて甲が指定する。
 - (2) 中間検査及び材料検査の時期は、あらかじめ実施工程表に明示し、実施の日程は甲と乙の協議により決定する。
3. 検査の立会
乙は、検査の立会者を配置しなければならない。
4. 検査の方法
検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし「座間味村が発注する工事の検査取扱要領」により行う。
5. 検査の経費
検査に要する資料の準備、機材及び労務等の経費は、乙の負担とする。
6. 補修
甲は、検査の結果、補修の必要があると認めた場合は、乙に対して期限を定めて補修を指示する。乙は、指示事項について速やかに補修を行い、再検査を受けなければならない。
なお、検査職員は、監督員が行った既済部分検査及び中間検査に合格している場合であっても補修又は改造を命ずることができる。
7. 検査の記録
乙は、検査における指摘事項及び補修処理の状況を記録し、報告書にまとめて監督員へ提出しなければならない。

第16条 契約不適合

1. 乙の機器の製造、工事上の欠陥及び不具合で生じた明らかな瑕疵は、乙が、速やか

に、かつ、無償で修復しなければならない。

2. 甲は、瑕疵による損害についての賠償を請求できるものとする。

第17条 設計変更

本工事は、原則として設計変更は認めない。ただし、監督職員の指導等やむを得ない場合については、変更に係わる部分について具体的理由および、根拠を提示する書面をもって承諾を得ることを条件に変更を認める。

第18条 損害賠償

工事遂行中に第三者の施設等に損害を与えた場合は、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において速やかに対処すること。

第19条 疑義

1. 本仕様書について疑義が生じた場合は、甲および請負者との協議のうえ決定する。
2. ただし、合意に達しない場合は甲の解釈に従うこと。
3. 本仕様書に明記されていない事項で、機能上および保守管理上において本工事に含まれると甲が考えるものについては、甲の指示により施工すること。

第20条 技術指導

乙は、本設備納入前に、甲職員に対し機器の取扱説明等の研修指導を行うこと。

第21条 その他

1. 本仕様書に掲げる機器の構成、性能等に関するすべての事項は、最低仕様と見なし、数値等においては全て同等、もしくは同等以上の性能等を有するものとする。

第22条 設計の原則

設計にあたっては、設備が本仕様書に照らし、最適の構造および性能を有すると共に、次に掲げる事項を十分満足するものとなるように考慮されること。

1. 運用に際して最適の機能を有すること。
2. 堅牢にして長期間の使用に十分耐えるものであり、かつ、維持、管理が経済的に行えること。
3. 清掃、点検、調整および修繕が容易に行える構造であり、かつ、これらに際して危険のない構造であること。
4. 既設システム(J-ALERT、防災アプリ、既設ネットワーク構成等)と連携することは当然の事項であるが、運用操作性に対する一元化・一体化運用ができ、既設側に改造や改修を必要とせず、整合性を図り整備することができること。

第23条 環境条件

本施設の機器は堅牢で長時間の使用に耐え得る構造のものであり、特に次の事項を満足するものであること。

1. 本設備に使用する設備の温度条件は次のとおりとする

| 設置場所 | 温度範囲 | | 相対湿度 |
|-------------------|------|-------------|-------------------------------|
| 屋外設置 | 性能保障 | 0°C～+40°C | 45%～85% (+35°C) ※結露なきこと |
| | 動作保障 | -10°C～+50°C | |
| 屋内設置 (PC 関連機器) | 性能保障 | 0°C～+40°C | |
| | 動作保障 | 0°C～+40°C | |

2. 屋外に設置する設備は、瞬間最大風速 34m/s に耐えられるものであること、かつ、耐震性についても十分考慮すること（震度 6 強に耐えられること）。
3. 他の場所にあっても、それぞれの設置場所における特質を加味した条件下で異常なく機能するものであること。

第24条 電氣的必要条件

1. 電気回路には過電圧に対する保護装置または回路を設けること。
2. 屋外より敷設された通信、制御ケーブルの接続はサージ電位の進入から機器を保護するため避雷素子を介すること。
3. 電源電圧は、AC200/100V±10%の範囲で変化しても安定的に動作すること。

第25条 構造

この設備の各機器は、軽量堅固で、放熱性、耐水性、耐触性、耐塵性、耐震性に優れ保守調整に便利なようにユニット構造とする。

なお、細部は機器等の個別承諾図を提出し、監督職員の承諾を得ること。

第26条 塗装、メッキ

1. 屋内設備機器の鉄部には、メラミン焼付塗装または同等以上の防錆処理を施すこと。
2. 屋外設置設備は、熔融亜鉛メッキ (HDZ55、ネジ部、管路等においては HDZ35 以上) を施した部材を使用するほか、潮風、風雨、砂塵等に対して十分な耐性をもつ塗装などの処置を施すこと。

第27条 部品および材料

この設備の機器に使用する電気用品および材料は、JIS 規格または、これと同等以上の規格とする。(EIAJ 規格を含む)

第28条 表示

1. 各機器には、品名、型式、製造番号、製造年月、製造社名等を記載した銘板により明示すること。屋外拡声子局装置の筐体に記する「村章」および「管理番号」等の表示内容は、事前に監督職員と協議により決定すること。
2. 特に取り扱い上注意を要する箇所については、その旨朱文字にて特記すること。

第29条 電力線引込工事

1. 甲の施設、公共施設等の建造物内に本設備を設置する場合は、主配電盤もしくは監督職員が指定する箇所から機器までの配線を行うこと。
また、接続を予定する機器による電源容量計算書を提出し、建物側に影響が無いことを検討のうえ、建物管理者の了承を得ること。
2. 乙は、建物管理者の了承を得た上、接続する電源の系統は、予備発電機による保安電源であることを確認し、万一、一般系統である場合は、本工事にて系統変更を行うこと。

第30条 料金等

本工事に関する、NTT 料金及び通信料金等は甲の行う完成検査に合格後、引き渡しまでの間は乙の負担とする。

第31条 予備品・付属品等

1. 予備品・付属品のほか、各機器の取付け、固定に必要な金物等は、各機器に含む。
2. 電源ヒューズについては現用の数と同数を添付すること。
3. 予備品・付属品等は、明細書を付け箱または袋に収納すること。

第2章 設備の機能仕様

第1条 計画概要

「本工事」は、現在運用中の IP 告知システム(以下既設システムと称する)設備を順次更改し、新システムとして IP ネットワークを活用し携帯 LTE 回線を使用する多層型防災情報配信設備を増設整備するものである。

役場にある親局設備を長期間停止しない様に設備を更改し、各所に配置される屋外拡声子局により、住民に対し情報を伝達することを目的とする。設置する屋外拡声子局は、柔軟なシステム構成を可能とするため、IP ネットワーク網・携帯 LTE 回線型を設置する。

また、更改する操作卓から、既設防災アプリ他 SNS 等に対して配信が行え、既設アプリ配信基盤から、今回更改する屋外拡声子局に対して音声放送が行える仕組みを構築するものとする。

操作卓設備はハードキーを備えた専用設備で構築することとし、操作卓を役場庁舎に設置のこと。

1. 音声放送機能

(1) 緊急一括放送機能

親局から全ての子局に対し、最大音量で放送することが出来ること。

(2) 一括放送機能

親局から全ての子局に対し、放送することが出来ること。

(3) 群別放送機能

親局から群を指定することで、その群に属する子局に対し放送することが出来ること。

(4) 個別放送機能

親局から子局を指定することで、その子局に対し、放送することが出来ること。

(5) 時差放送機能

一括放送の際に、隣接子局との放送音の干渉を軽減するため、分割設定したグループ毎に対し、同一内容を順次放送することが出来ること。

(6) 自動プログラム放送機能

あらかじめ設定した時刻に、ミュージックチャイムや録音したプログラムを親局から自動的に放送することが出来ること。

(7) サイレン放送機能

親局にて指定した子局に対し、電子サイレンを放送することが出来ること。また、電子サイレンパターンは 7 種類以上登録出来ることとし、手動でもサイレン鳴動が行えること。

(8) 放送除外機能

あらかじめ設定した子局に対し、放送を行わないことが出来ること。

2. 連絡通信機能

(1) 音声通話機能

親局の操作卓に内蔵された音声連絡通話部により、任意の子局と複信で通話することが出来ること。

(2) 選択呼出機能

親局から任意の子局を選択し、呼び出すことが出来ること。また子局からも、通話先を親局及び他子局を選択できること。

3. 監視制御機能

(1) 子局監視制御機能

IP ネットワーク網を通じて、双方向通信機能付の子局に対し、子局の状況や故障、電源の監視、リセット等の制御が出来ること。

4. 拡張機能及び連携連動する他システム

(1) 全国瞬時警報システム

既設設備である、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を接続することで、容易に機能の拡張が図れること。

(2) 情報配信サーバ

情報配信サーバは、操作卓、防災アプリ、タブレット端末及び既設アプリ配信基盤(LINE、Facebook、村ホームページ)と連携し各種配信ができるものとする。

(3) 信号変換サーバ

信号変換サーバは、既設アプリと連携し既設アプリ配信基盤から音声合成による防災無線放送等を実行できるものとする。

(4) 音声合成サーバ

音声合成装置は操作卓と連動し、遠隔制御装置(モニタ有)からも音声合成装置の全ての機能が利用できるものとする。

(5) 座間味村防災アプリ

情報配信サーバと連携し、既設防災アプリに防災無線放送が連携できるものとする。

(6) 座間味村防災アプリタブレット端末

既設タブレット端末に対して予め決められた形式による配信ができること。

(7) 既設アプリ配信基盤(SpeeCanRAIDEN システム)

既設アプリ配信基盤(SpeeCanRAIDEN システム)に対して、予め決められた形式による配信ができること(LINE、Facebook、村ホームページ)

また、本システムから屋外拡声子局に対して、音声放送(肉声放送、音声合成放送及び以下に記載する各種放送機能)が行えること。

第2条 構成する設備

1. 親局設備

(1) 操作卓※必須設備

1) 通信回線は IP ネットワーク網の LTE 回線に対応した機能を有すること。

2) 本装置は、操作器、制御装置、入出力制御ボード、電源端子部等で構成される

こと。

- 3) 各種選択呼出の制御は全て操作卓のタッチパネルにより操作が出来ること。
- 4) タッチパネルが故障した場合や簡易な操作方法として、ハードキーに一括、群別、個別呼出を登録することが出来、ボタン操作による放送が行えること。
- 5) 緊急一括放送はタッチパネルからの放送の他、専用の緊急一括放送ボタンの操作により即時に緊急放送が出来ること。また、緊急一括放送ボタンには誤操作を防止する為、カバーを取付けること。
- 6) 操作卓の時計を自動修正出来ること。
- 7) ハンドセットにより、屋外拡声子局と複信による通話が行えること。
- 8) 「試験モード」を搭載し、試験モード時は電波を発射することなく、放送の動作確認が出来ること。
- 9) 20 インチ以上のタッチパネル方式を採用し、画面上には緊急一括、放送、設定、履歴、監視といったボタンを用意し、各種放送選択が容易に出来ること。
- 10) 放送時に選択する群や個別呼出は複数個選択可能で、過去に選択を行った群、個別の履歴を記録出来ること。
- 11) 運用中には画面に、現在行われている動作状況が表示されること。
- 12) 緊急一括、一括放送が行えるとともに、群呼出、個別呼出が可能なこと。
- 13) 過去の放送履歴より再放送を行える機能を有すること。
- 14) ワンタッチ機能を有し、予め設定された群、個別等の放送グループを 500 グループまで設定ができ、放送が行えること。
- 15) 音声の送出を行うため、マイクロホンの音声入力信号を必要レベルに調整し、送出レベル監視、モニタが出来ること。
- 16) 複数の屋外拡声子局設備による音の重なりを防止するため、一括及び群個別放送時において、一定の時間差を持って屋外拡声子局設備が放送を行えること。
- 17) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)と接続可能な様に、操作卓に自動起動装置を内蔵すること。
- 18) 電子ミュージックチャイムを実装していること。また既設と同等音源とし音色を合わせること。
- 19) 屋外拡声子局設備のシステム状態を監視・制御し、操作卓のタッチパネル上にその状態を表示出来ること。
- 20) 一括、群別、個別の選択呼出の種別、音量、時刻、放送内容等を予め設定することにより自動放送を行うことが出来ること。また、自動プログラム放送は履歴一覧からの編集機能として、編集、コピー、CSV ファイル出力等ができるものとし、カレンダー形式による一覧表示が行えること。
- 21) 音源の供給は USB 等記録媒体を使用した方式とし、操作卓に音源ファイルを直接保存できること。また、外部に音源卓装置を追加せず操作卓に内蔵していること。
- 22) 音源はサンプル音源を提供し承諾を得るものとする。
- 23) IP ネットワーク網の通信回線を使用し、操作卓～屋外拡声子局間は、リアル

タイムに肉声放送・音楽放送・音響放送などの各種音源の伝送ができること
また、屋外拡声子局に内蔵されない音源の放送や肉声放送もリアルタイム放送が行え、屋外拡声子局に音声合成装置を内蔵しないこと。

(2) 遠隔音声合成サーバ

- 1) 本装置は、操作卓と組合わせて使用するものとし、テキスト入力した文字列を音声合成する機能を有すること。
- 2) 本装置と操作卓間でデータ送受信ができること。
- 3) 音声合成方式は、コーパスベース方式とし、アクセントや話速のチューニングができること。

(3) IP ネットワーク網

- 1) 村役場～専用 IP ネットワーク網を構築し、操作卓と接続して音声・データの送受信が行えること。また操作卓～屋外拡声子局間にて同様の送受信が行えること。
- 2) 専用 IP ネットワーク網は専用クラウドと接続し、LTE 閉域網を利用すること

(4) 情報配信サーバ

以下のメディアへ配信できること。

1) 座間味村防災アプリ連携

既設アプリに対して予め決められた形式により、放送内容をテキスト及び音声により配信する仕組みを構築すること。

2) 座間味村防災アプリタブレット端末

既設タブレット端末に対して、アプリ配信基盤からの放送による連携に加え、IP 同報システムの操作卓等からも同様に連動した放送(テキスト文及び自動音声読上げ)が行えること。

3) 村ホームページ

ホームページに対して、既設アプリ配信基盤(SpeeCanRAIDEN)を経由したテキスト文連動に加え、IP 同報システムの操作卓等にて作成したテキスト内容とも連動すること。

4) 公式 LINE・Facebook

村公式 LINE・Facebook に対して、既設アプリ配信基盤(SpeeCanRAIDEN)を経由したテキスト文連動に加え、IP 同報システムの操作卓等からの放送と連動し、テキスト文を作成～配信できること。

(5) J-ALERT 受信機

既設設備である本装置は、消防庁から配信される J-ALERT 情報を受信し、今回整備する IP 同報システムに対して配信が正常に行えるものとする。

(6) 既設ネットワーク回線改修

IP 同報システムの整備に対応した、既設ネットワーク回線と接続が行えるよう、ネットワーク構成を IP 同報システムと接続が可能となる対処を施すこととする。

(7) 無停電電源装置

各サーバ他 AC100V 電源を供給する装置で、商用電源停止時においても蓄電池から無瞬断で電源を供給するものとし、停電保障時間を 5 分とする。

(8) AC-DC コンバータ

無停電電源装置からの供給により、AC100V を DC-48V の直流電圧に変換する機器を用いて操作卓用の電源を供給するものとする。

2. 屋外拡声子局設備 (IP 回線)

(1) 屋外拡声装置 (IP 回線)

- 1) 本装置は親局からの緊急一括、一括、群、個別の各呼出信号を識別し、受信すること。
- 2) IP 回線機器の状態を親局へ伝送し監視制御が行えること。
- 3) 同一筐体に内蔵する非常用電源は蓄電池を搭載し、放送 5 分、待受 55 分の条件で 72 時間以上の運用が行えること。
- 4) 拡声子局のアンプ出力は 240W 増幅器を内蔵するものとし、別筐体による機器の追加を行わないこと。
- 5) 拡声放送に対する住民からの苦情に配慮した対応として、本装置にてスピーカ個々の音量設定を行うことが出来るものとする。また本機能は本装置本体に実装するものとする
- 6) 通信回線は、IP ネットワーク網に対応した機能を有すること。

(2) 外部接続箱

- 1) 自局放送機能により、内蔵するハンドセットを利用し筐体内の操作のみで電子サイレン・肉声放送を屋外拡声筐体単体で放送ができること。
- 2) IP 回線により親局及び拡声子局と音声通話ができること。
- 3) 自動復帰型ブレーカを内蔵し、過電流保護を行うこと。
- 4) 雷害等の一時的な過負荷により、ブレーカが遮断されても一定時間後に自動的に復帰すること。
- 5) 短絡などによる連続的な過負荷の場合は、再復帰動作を繰り返さないこと。

(3) 空中線

IP 回線用 LTE ドングルアンテナを設置すること。

(4) スピーカ

既設スピーカを継続利用するため、スピーカ仕様に合致した接続を行うこと。

第3章 機器構成一覧

第1条 機器構成

設備ごとの機器構成は下表のとおりとする。

1. 親局設備（座間味村役所）

| 項 | 機器名称 | 数量 | 備考 |
|-----|-------------|-----|------------------------|
| (1) | 操作卓 | 1 式 | IP 回線仕様、タッチパネルモニタ付 |
| (2) | IP ネットワーク網 | 1 式 | ONU を含む(専用回線仕様) |
| (3) | 遠隔音声合成サーバ | 1 式 | 液晶モニタ、キーボード、マウス付 |
| (4) | 信号変換サーバ | 1 式 | |
| (5) | 情報配信サーバ | 1 式 | |
| (6) | CPU 切替器 | 1 台 | ケーブル等付属品を含む |
| (7) | 無停電電源装置 | 4 台 | 750VA : 3 台、3KVA : 1 台 |
| (8) | AC-DC コンバータ | 1 台 | 出力電圧 : DC48V、33A※最大時 |
| (9) | 遠隔制御装置 | 1 式 | タッチパネルモニタ有 |

2. 屋外拡声子局設備 (IP 回線)

| 項 | 機器名称 | 数量 | 備考 |
|-----|--------|------|-------------------------|
| (1) | 屋外拡声装置 | 15 台 | LTE 回線 |
| (2) | 外部接続箱 | 15 台 | |
| (4) | 空中線 | 15 台 | LTE 回線用、LTE 回線用 SIM を含む |
| (5) | 収容 BOX | 15 台 | ドングル ANT 収容 樹脂製 |
| (6) | スピーカ | ※ | ※数量及び種別は次項一覧表のとおり |

※空中線柱は既設流用とする。

3. 屋外拡声子局 スピーカ種別一覧表

| 拠点名 | スピーカータイプ | 方角 | 備考 |
|--------|-------------------|---------|-----|
| 座間味村役場 | レフレックススピーカー 30W | 東 | |
| | レフレックススピーカー 30W | 南 180° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 北西 330° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 南西 240° | |
| 漁協 | レフレックススピーカー 30W | 北 | |
| | 防災用スリムスピーカー 60W | 北西 | |
| | レフレックススピーカー 30W | 東 | |
| | レフレックススピーカー 30W | 北東 | |
| 阿真 1 | レフレックススピーカー 30W | 南西 203° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 北東 5° | |
| | ストレートホーンスピーカー 50W | 北東 38° | |
| 阿真 2 | レフレックススピーカー 30W | 北西 300° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 南 180° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 北 0° | |
| | ストレートホーンスピーカー 50W | 東 90° | |
| 阿真 3 | レフレックススピーカー 30W | 南 200° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 南東 125° | |
| 阿佐 1 | レフレックススピーカー 50W | 北 15° | |
| | レフレックススピーカー 50W | 北西 320° | |
| 阿佐 2 | レフレックススピーカー 30W | 東 84° | |
| | ストレートホーンスピーカー 50W | 南西 190° | |
| 阿佐 3 | レフレックススピーカー 30W | 北 10° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 西 276° | |
| ウハマ | レフレックススピーカー 30W | 北東 | |
| | レフレックススピーカー 30W | 北西 | |
| 古座間味 | レフレックススピーカー 30W | 北東 40° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 南東 128° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 南 185° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 南西 245° | |
| 阿嘉 1 | レフレックススピーカー 30W | 東 90° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 北西 290° | |
| | レフレックススピーカー 30W | 南西 210° | |
| | 防災用スリムスピーカー 60W | 南東 112° | |
| 阿嘉 2 | レフレックススピーカー 30W | 北東 40° | 診療所 |
| | レフレックススピーカー 30W | 北西 330° | 診療所 |
| | レフレックススピーカー 30W | 南西 230° | 診療所 |
| | レフレックススピーカー 30W | 東 90 | 診療所 |

| | | | |
|------|----------------|---------|--|
| 阿嘉 3 | レフレックススピーカ 30W | 西 250° | |
| | レフレックススピーカ 30W | 北東 67° | |
| | レフレックススピーカ 30W | 南東 123° | |
| | レフレックススピーカ 30W | 北西 232° | |
| 北浜 | レフレックススピーカ 30W | 北 0° | |
| | レフレックススピーカ 30W | 北東 60° | |
| | レフレックススピーカ 30W | 南西 207° | |
| | レフレックススピーカ 30W | 南 180° | |
| 慶留間 | レフレックススピーカ 30W | 北 0° | |
| | レフレックススピーカ 30W | 東 73° | |
| | レフレックススピーカ 30W | 西 257° | |

第4章 設備の性能

第1条 親局設備

1. 操作卓

(1) 操作部

- | | |
|--------------------|---|
| 1) 操作方式 | タッチパネル 及び ハードキー |
| 2) 表示サイズ | 20 インチ以上 |
| 3) 選択呼出の種類 | 緊急一括、一括、群、個別 |
| 4) 選択呼出局数 | 個別、群を合わせて 60000 以上 |
| 5) 時差放送 | 5 分割以上 |
| 6) 音量制御 | 3 種類 (強、通常、弱) |
| 7) サイレンパターン数 | 7 種類以上 |
| 8) 放送音源 | マイク、ミュージックチャイム、電子サイレン、録音メッセージ、上りチャイム、下りチャイムの音源が使用できること。 |
| 9) 選択呼出ボタン (ハードキー) | 30 個以上 |
| 10) ワンタッチキー | 放送先と放送内容を事前に登録することで、簡単な操作で放送を行うことができること。 |
| 11) プログラム設定 | タッチパネル操作で、自動プログラム設定、自動ポーリング設定ができること。 |
| 12) 監視項目表示 | 親局、拡声子局の監視項目を表示できること。 |
| 13) 制御項目操作 | タッチパネル操作で、親局、拡声子局の制御項目を操作できること。 |
| 14) 履歴表示・印刷 | タッチパネル操作にて履歴の表示および印刷ができること。 |
| 15) マイク形状 | フレキシブルマイク |
| 16) VU メーター | 放送音声の音量をメーターで確認することができること。 |

(2) 制御装置

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1) 遠隔制御装置接続数 | 10 台以上 |
| 2) 自動プログラム設定 | 指定した日時に、放送先、放送内容を指定して、放送を行うことが可能なこと。 |
| 3) 自動プログラム登録数 | 最大 1000 |
| 4) 登録禁止時間 | 自動プログラムの登録禁止時間を設定できること。 |
| 5) 自動ポーリング | 1 日 1 回設定した時間に拡声子局の状態をポーリングにて監視できること。 |

| | |
|--------------|---|
| 6) 拡声子局監視項目数 | 60 項目以上 |
| 7) 拡声子局制御項目数 | 60 項目以上 |
| (3) 入出力制御ボード | |
| 1) インターフェース | シリアル×1、LAN×1、音声入力×1、 音声出力×1、接点入力×2、接点出力 2、 IP ネットワーク接続インターフェース 10 枚以上 |
| 2) 実装枚数 | |
| (4) NTP サーバ部 | |
| 1) 時刻修正方式 | GPS |
| 2) プロトコル | NTP、SNTP |
| (5) 電源端子部 | |
| 1) 定格電源 | AC100V±10% 及び DC48V±10% |
| 2) 出力電圧 | DC24V±10% |
| (6) ハンドセット | |
| 1) 通話 | 遠隔制御装置及び拡声子局と双方向 音声通話ができること。 |
| 2) 通話操作 | タッチパネル操作で通話先を選択し、連 絡通話ができること。 |
| 2. 遠隔音声合成サーバ | |
| (1) OS | Microsoft Windows Server 2019 又はこれと同等以上のもの |
| (2) CPU | インテル® Xeon®プロセッサ E3-1275 v5 又はこれと同等以上のもの |
| (3) メモリ | 8GB 以上 |
| (4) 記録容量 | 500GB×2 (RAID1) 以上 |
| (5) インターフェース | RS-232C×2 以上 LAN(1000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T)×2 以上 |
| (6) その他ハード仕様 | ライン入力、ライン出力、マイク入力、 モノラルスピーカ内蔵、24 時間連続運転 が可能な FA パソコンであること。 マウス、キーボード付属 |
| 3. 信号変換サーバ | |
| (1) OS | Microsoft Windows Server 2019 又はこれと同等以上のもの |
| (2) CPU | インテル® Xeon®プロセッサ E3-1275 v5 又はこれと同等以上のもの |
| (3) メモリ | 8GB 以上 |
| (4) 記録容量 | 500GB×2 (RAID1) 以上 |

| | |
|-----------------------|--|
| (5) インターフェース | RS-232C×2 以上 LAN(1000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T)×2 以上 |
| (6) その他ハード仕様 | ライン入力、ライン出力、マイク入力、 モノラルスピーカ内蔵、24 時間連続運転 が可能な FA パソコンであること。 |
| 4. 情報配信サーバ | |
| (1) OS | Microsoft Windows Server 2019 又はこれと同等以上のもの |
| (2) CPU | インテル® Xeon®プロセッサ E3-1275 v5 又はこれと同等以上のもの |
| (3) メモリ | 8GB 以上 |
| (4) 記録容量 | 500GB×2 (RAID1) 以上 |
| (5) インターフェース | RS-232C×2 以上 LAN(1000BASE-T/100BASE-TX/ 10BASE-T)×2 以上 |
| (6) その他ハード仕様 | ライン入力、ライン出力、マイク入力、 モノラルスピーカ内蔵、24 時間連続運転 が可能な FA パソコンであること。 |
| 5. CPU 切替器 | |
| (1) 切替数 | 4:1 以上 |
| (2) ディスプレイ(PC 用) | ディスプレイポート(タイプ A)メス×4 |
| (3) キーボード・マウス(PC 用) | USB B コネクタメス×4 |
| (4) ディスプレイ(コンソール用) | ディスプレイポート(タイプ A)メス×1 |
| (5) キーボード/マウス(コンソール用) | USB B コネクタメス×1 |
| (6) 入力電圧 | AC100V±10% AC アダプタ付属 |
| 6. 無停電電源装置 | |
| (1) 入力電圧 | AC100V±10% |
| (2) 出力容量 | 750VA 以上 |
| (3) 停電補償時間 | 5 分以上 |
| (4) その他機能 | PC 等の自動シャットダウン |
| 7. AC/DC コンバータ | |
| (1) 入力電圧 | AC100V±10% |
| (2) 出力電圧 | DC-48V±10% |
| (3) 最大電流 | 25A(入力電圧 AC100V~132V 時) |
| (4) 最大電力 | 1200W(入力電圧 AC100V~132V 時) |
| (5) 形状 | ラックマウント型 |
| 8. 収容架 | |
| (1) 寸法 | W600×D700×H2100mm 以下 |

(突起物含まず)

(2) 数量

1 架

第2条 遠隔制御装置

1. 遠隔制御装置(モニタ有)

(1) 操作部

- | | |
|-------------------|---|
| 1) 操作方式 | タッチパネル 及び ハードキー |
| 2) 表示サイズ | 20 インチ以上 |
| 3) 選択呼出の種類 | 緊急一括、一括、群、個別 |
| 4) 選択呼出局数 | 個別、群を合わせて最大 60000 |
| 5) 時差放送 | 5 分割以上 |
| 6) 音量制御 | 3 種類 (強、通常、弱) |
| 7) サイレンパターン数 | 7 種類以上 |
| 8) 放送音源 | マイク、ミュージックチャイム、 電子サイレン、録音メッセージ、 上りチャイム、下りチャイムの音源が使用 できること。 |
| 9) 選択呼出ボタン(ハードキー) | 30 個以上 |
| 10) ワンタッチキー | 放送先と放送内容を事前に登録するこ とで、簡単な操作で放送を行うことがで きること。 |
| 11) プログラム設定 | タッチパネル操作で、自動プログラム設 定、自動ポーリング設定ができること。 |
| 12) 監視項目表示 | 親局、中継局、拡声子局の監視項目を表 示できること。 |
| 13) 制御項目操作 | タッチパネル操作で、親局、中継局、 拡声子局の制御項目を操作できること。 |
| 14) 履歴表示・印刷 | タッチパネル操作にて履歴の表示およ び、自動通信記録装置プリンタからの印 刷ができること。 |
| 15) マイク形状 | フレキシブルマイク |
| 16) VU メーター | 放送音声の音量をアナログメーターで 確認することができること。 |
| 17) 定格電源 | AC100V±10% |
- (2) ハンドセット
- | | |
|---------|---|
| 1) 通話 | 操作卓及びアンサーバック有の拡声子 局設備と双方向音声通話ができること。 |
| 2) 通話操作 | タッチパネル操作で通話先を選択し、 連絡通話ができること。 |

(5) 放送回数

(6) 放送グループ選択

(7) その他

繰り返し回数 1 回～3 回が選択可能

10 グループ

既設配信先への機能は変更しないこと

第5章 工事仕様

第1条 一般事項

1. 工事施工の原則

工事は、単体各機器をこの仕様書および関連諸規定、基準の定める事項を十分な経験を持った専門技術者により施工し、設備として優れた総合的機能を長期間安定して発揮させるものとする。

2. 施工計画

- (1) 施工計画は工事の手順、工程、工法、安全対策その他工事施工の全般に渡る計画とし、監督職員との打合せ、現地調査、関連業者との連絡など十分行って施工計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。なお、重要な変更が生じた場合は、変更施工計画書を提出しなければならない。
- (2) 請負者は、機器配置図、工事施工図および監督職員から特に指示された資料をあらかじめ提出し、承諾を得なければならない。
- (3) 請負者は、監督職員の指定した工法等について代案を申し出ることができる。
- (4) 監督職員から示された以外に、請負者が施工上必要とする工事用地等は、監督職員とあらかじめ協議するものとする。
- (5) 工事施工上必要な機械、材料等は貸与または支給されるもの以外は、すべて請負者の負担とする。

3. 施工管理

- (1) 施工管理は施工計画に基づき、工期内に竣工を行うこと。
- (2) 工事施工に係わる法令、法規等を遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。
- (3) 工事施工に必要な関係官庁等に対する諸手続は、速やかに行うものとする。また、関係官庁等と交渉を要するときおよび交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に申し出なければならない。
- (4) 仕様書等で指定され、またはあらかじめ指示した箇所については、監督職員の確認を得なければならない。なお、監督職員の確認等の必要項目については、あらかじめ請負者より申し出ること。
- (5) 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を必要とする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うものとする。
- (6) 工事施工中監督職員と行った主要な協議事項等は、打合記録簿に記載し監督職員の閲覧後相互に押印し、確認し合うものとする。
- (7) 貸与品および支給品がある場合は、同左品についての受払い状況を記録し、常に残高を明らかにしておくものとする。

4. 工事の現場管理

- (1) 工事施工に当たっては、確実な工法、安全、工期内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。
- (2) 指定または指示された箇所を除き、造営物に加工してはならない。施工上必要ある場合はあらかじめ承諾を求めるものとする。

- (3) 改修工事、増設等で、すでに運用中の設備に関する工事の場合、監督職員と十分打合せ協議を行い、その影響を極力少なくすること。
- (4) 工事が完了した時は後片づけ、清掃等を実施しなければならない。特に工事のため借地した土地等は、整備し返還するものとする。

5. 工事内容の変更

- (1) 監督職員の指示による変更は、変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。
- (2) 仕様書に指定され、または指示された内容が施工困難な場合等は、その理由、変更内容を申し出て協議するものとする。変更部分の金額については(1)項に準ずる。

6. その他の事項

- (1) 仕様書等、その他指示された事項等に疑義を生じた場合は前5の(3)項に準ずる。
- (2) 機器の搬入に当たっては、事前に搬入の手順、日時等について協議すること。
また、公務障害等にならぬよう機器搬入、工事騒音については十分考慮すること。
- (3) 工事および調整期間内の機器、材料、予備品等の保管は請負者の責任で行うこと。
- (4) 運搬および据付工事中の事故について、甲は一切その責任を負わない。
また、事故等発生しないよう安全には十分留意すること。
- (5) 落札者は、この工事「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)の対象建設工事となった場合は、建設リサイクル法の定めるところにより契約前に、以下の対応を工事担当者に行わなければならない。
 - 1) 説明書により説明(建設リサイクル法第12条)
 - 2) 建設リサイクル法第13条および省令第4条に基づく書面の提出
- (6) この工事により発生する建設廃棄物(特定建設資材廃棄物を含む)を処理する場合は、建設リサイクル法および「廃棄物の処理および清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)を遵守し適正に処理すること。
この工事から発生する建設廃棄物の処理施設は、「廃棄物処理法により許可を受けた施設」とする。

第2条 安全

1. 基本事項

工事施工に当たって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を高ずること。

2. 安全体制

- (1) 安全確保のため安全責任者および作業現場毎の安全責任者を設け、連絡会議などを行い、緊急時の措置など安全体制(組織)を確立しなければならない。
- (2) 安全責任者は安全のための法令、法規を遵守し具体的な対策を定めこれを推進すること。
- (3) 安全体制はそれぞれ責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場

所に掲示しておくこと。

3. 安全教育

安全責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法および安全体制について周知徹底しておくこと。

4. 安全施設

請負者は作業の種類、現場の状況に適合した安全施設を設けるとともに、常に点検し必要に応じ補修を行わなければならない。

5. 安全管理

- (1) 工事用機械は日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造等を十分点検し、事故防止に努めること。
- (2) 高所作業、電気作業、その他作業に危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずること。
- (3) 火気の取扱いは、使用場所に留意するとともに、必要な消火器類を配備しておくこと。
- (4) 工事場所の状況に応じ交通整理員を配置し、車両運転中の事故、作業の種類、場所等による交通阻害、車両の飛込み防止等に努めること。
- (5) 電気、ガス、水道等の設備に近接した場所で工事を行う場合は、あらかじめ当該設備管理者と打合わせ、要すればその立会を求め、その指導を得て行うこと。
- (6) 作業員の保健、衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓等を図る等、作業環境の整備に努めること。

6. 緊急措置

- (1) 人身事故が生じた場合は、事故者の救助に最善を尽くすとともに、速やかに監督職員に報告すること。
- (2) 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、速やかに監督職員および関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めること。

第3条 工事材料

本工事に使用する工事材料は、次の各仕様に準拠するほか、詳細は設計図面によること。

1. 空中線柱

空中線柱は既設柱を継続使用すること。

2. 機器取付金具

- (1) 取付金具は防蝕、強度を考慮した堅牢なものとし、鉄鋼製品は溶融亜鉛メッキしたものでなければならない。
- (2) 取付金具を構成する材料は、JIS規格品またはこれに準ずるものとする。

3. ケーブルおよび接地材料

JIS規格品またはこれに準ずるものとする。

4. 工事材料の取扱

工事材料は検査を受けた後、請負者はその取扱い、保管等に細心の注意を払い、

危険防止、品質の保護に努めるものとする。

第4条 機器の設置工事

1. 機器の事前点検

設置する機器は、監督職員の工場立合い検査に合格したものとし、また輸送中損傷のないことを確認しなければならない。確認は、書面にて監理職員に了承を得ること。

2. 親局設備の据付

- (1) 各機器は、承認を得た配置図に基づき、操作、点検、保守等を考慮し、強固にかつ体裁よく据付けるものとする。
- (2) 空中線は、工事施工図に示す高さに、所定の金具を用い、空中線の指向に注意し、風圧に耐えるよう強固に取付けるものとする。

3. 子局設備の据付

- (1) 受信設備は、空中線柱に取付けるものとする。
- (2) 空中線の取付けは、前2項(2)に準じて施工するものとする。
- (3) スピーカは既設設備を継続使用するものとする。

4. 耐震対策と補強

- (1) 建物内に設置する機器は、ボルトで床面に固定するか、建物に固定した架台等に設置するものとし、架台の製作、床面固定金物等は機器合せとし、本工事手配とする。
- (2) 高さが 1.6m を越えるかつ自立が困難である機器については、壁面(耐力壁であること)あるいは天井に鋼製の支持金物にて固定すること。
支持金物は設置場所と機器合せとし、本工事手配とする。

第5条 配線工事

1. ケーブル配線

ケーブルは、外皮に損傷を与えないよう十分取扱いに注意し、「有線電気通信設備令」および「電気設備技術基準」等に基づき確実に行うものとする。

2. 電力線配線

電力線の引込み、配線等は「電気設備技術基準」、「電力会社内外線規定」等により確実に行うこと。

3. 屋内配線

電線、ケーブル等の屋内配線は、ダクト、電線管、その他の器具で保護するものとする。

4. 端末処理

電線、ケーブル等の端末処理は適切な端末処理材を用い、防水、絶縁抵抗の低下などに注意し確実に行うものとする。

第6条 塗装

1. 屋外拡声子局設備

屋外拡声子局は、機器筐体、配管等に塗装を施すものとする。なお、標準色を基本とするが色見本を提示し、監督職員と協議のうえ決定すること。

第7条 撤去工事

1. 既設機器

既設の機器、材料等は、廃棄、保管の別を監督職員と協議のうえ、廃棄する品については、建設リサイクル法および廃棄物処理法を遵守し適正に処理すること。

第8条 工事写真

1. 撮影箇所

工事後形状が変わり、または内容が隠蔽される場所は、工事完成写真を撮影し、工事の種類毎に整理し監督職員に提出するものとする。※但し当該工事が発生しない場合は撮影不要とする。

2. 埋設配管路工事

- (1) 埋設前の地形の状態
- (2) 掘さく後の状態
- (3) 埋設管を敷設した状態
- (4) 埋設表示シートを敷設した状態

3. 接地工事

- (1) 埋設のため掘さくした状態
- (2) 埋設した状態

4. 完成写真

工事完成後の竣工写真

第9条 提出書類

1. 工事材料

- (1) 工事材料は品名、数量、規格、使用箇所、並びに製造会社名を記入した書類を提出するものとする。
- (2) 次の品目は、製造工場の検査あるいは品質の成績書を提出すること。
 - 1) 空中線取付金具
 - 2) 筐体取付金具

2. 工事日報

工事日報は次の内容を毎日記録し、週末毎に監督職員に提出すること。

- (1) 日時、天候
- (2) 作業内容および場所
- (3) 作業人員（職種）および時間
- (4) 記事（工事施工上記録し、残置しておくべき事項、その他）

(5) 使用機械（主要なもの）

第10条 調整試験

工事の終了後に総合的な調整、試験を行い、設備の機能を確認し、監督職員の検収を受けること。

第6章 既存機器撤去

・第1条 一般事項

- (1) 第2条撤去機器一覧に記載されている機器について漏れなく撤去を行うこと。
- (2) 撤去前後の写真を撮影し完成図書として提出すること。
- (3) 撤去した機器については産業廃棄物処理を行いマニフェストを提出すること。
- (4) その他不要な設備は確認の上、撤去をすること。

・第2条 撤去機器一覧

FWA 基地局・NTT 局舎 撤去数量表

| 機器名 | 数量 | 単位 |
|-------------------|------|----|
| AirMux:4.9GHz 無線機 | 4 | 台 |
| B&B:4.9GHz 無線機 | 4 | 台 |
| 120_AU:4.9GHz 無線機 | 6 | 台 |
| IDU | 12 | 個 |
| エリアトークアンテナ | 5 | 台 |
| RT | 1 | 台 |
| L3SW | 1 | 台 |
| L2SW | 5 | 台 |
| POPCHAT | 1 | 台 |
| GW | 1 | 台 |
| RAS | 4 | 台 |
| M/C | 4 | 台 |
| 防災柱 | 7 | 本 |
| 収容箱・ラック | 5 | 基 |
| 光ケーブル | 1800 | m |

防災子局 撤去数量

| 機器名 | 数量 | 単位 |
|---------------------|----|----|
| 120_AU : 4.9GHz | 3 | 台 |
| VL_SU : 4.9GHz | 14 | 台 |
| WBSn-2450-S | 8 | 台 |
| IDU | 25 | 個 |
| エリアトークアンテナ | 4 | 台 |
| L2SW | 15 | 台 |
| IF ユニット | 14 | 台 |
| IP 告知端末 (NX-220AF) | 14 | 台 |
| IP 告知端末 (NX-220HU) | 2 | 台 |
| 正弦インバータ (SK120-112) | 14 | 台 |
| インバータ (FI-SU603C) | 14 | 台 |
| バッテリー充電器 | 14 | 台 |
| 電力増幅装置(240W) | 14 | 台 |
| オートリターンブレーカ | 14 | 基 |
| 接話型マイク | 14 | 台 |
| M/C | 2 | 台 |
| バッテリー | 84 | 個 |
| 収容箱・ラック | 14 | 基 |
| レフレックスホーンスピーカ 30W | 39 | 台 |
| レフレックスホーンスピーカ 50W | 2 | 台 |
| ストレートホーンスピーカ 50W | 3 | 台 |

座間味村庁舎 撤去数量

| 機器名 | 数量 | 単位 |
|--------------------|----|----|
| VL_SU : 4.9GHz | 2 | 台 |
| WBSn-2450-S | 1 | 台 |
| IDU | 3 | 台 |
| エリアトークアンテナ | 1 | 台 |
| 電力増幅装置(240W) | 1 | 台 |
| サウンドリピーター | 1 | 台 |
| IP 告知端末 | 1 | 台 |
| プログラムミキサー | 1 | 台 |
| マイクミキサー | 1 | 台 |
| IP 告知送信機 | 1 | 台 |
| 正弦インバーター(SK12-112) | 1 | 台 |
| 卓上型マイク | 1 | 台 |
| IP 告知端末(NX-220HU) | 1 | 本 |
| VoIP インターフェース | 2 | 台 |
| インバータ (FI-SU603C) | 1 | 台 |
| バッテリー充電器 | 1 | 台 |
| バッテリー | 6 | 個 |
| RT | 2 | 台 |
| L2SW | 2 | 台 |
| LEGASip SV | 1 | 台 |
| レフレックスホーンスピーカ 30W | 4 | 台 |